

クーリング・オフ制度とは

いったん契約した場合でも、特定の取引については、一定期間内であれば消費者が無条件で契約解除できる制度です。

特定商取引法のクーリング・オフ期間 (契約書を受け取った日を含める) 消費者庁イラスト集より

訪問販売

点検商法、かたり商法
新聞購読



8
日間

電話勧誘販売

利殖商法、
送り付け商法



8
日間

訪問購入

押し買い
(貴金属など)



8
日間

催眠商法、 デート商法など



8
日間

マルチ商法、内職商法、 モニター商法など



20
日間

エステ、語学教室、家庭教師、 学習塾、パソコン教室、結婚相手 紹介サービス、一部の美容医療



8
日間

(※上記のクーリング・オフ期間を過ぎても、**あきらめないで**、消費生活センターにご相談ください。

信販会社あて クレジット契約をした場合は、信販会社にも通知が必要です。

販売会社あて お金を払っていない場合、商品を受け取っていない場合は、該当部分に線を引いて、消してください。

契約解除通知書

■契約年月日 年 月 日

■商品名

■契約金額 円

■販売会社
(担当者名)

上記日付の契約は解除します。

年 月 日

(契約者)
住所

氏名

契約解除通知書

■契約年月日 年 月 日

■商品名

■契約金額 円

■販売会社
(担当者名)

上記日付の契約は解除します。

なお、支払い済みの 円を
返金し、商品を引き取ってください。

年 月 日

(契約者)
住所

氏名